

ご利用ください 各種融資制度など

融 資

市では、中小企業の経営安

定化や勤労者の生活改善など
を目的とした各種の融資制度
を実施しています。

●小口融資制度

中小企業の経営安定を図る
ため、信用保証協会の保証を
活用した融資制度です。

▼対象Ⅱ市内で一年以上引き
続き同一事業所を営む従業
員二十人以下の事業所

▼融資額Ⅱ一千二百五十万円
以内（十万円単位）

▼資金使途Ⅱ運転資金、軽易
な設備資金

▼返済期間Ⅱ九十六カ月以内

▼利率Ⅱ年0・8%（ほかに

保証料0・65%または0・

94%が必要）

▼申し込みⅡ市内の銀行・信
用金庫の各支店または市役
所商工観光課

※既借入などによっては、融
資が受けられない場合もあ
ります。

●住宅資金・

生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と

福祉向上を図るためのもので、
東海労働金庫と提携している
融資制度です。

【住宅資金融資制度】

▼内容Ⅱ一世帯一物件で五十
万円以上五百万円以下（返
済は二十年以内で年利3・

04%）

※金融機関から住宅関連の融
資を受けている場合は、そ
の状況によって本制度を利用
できないことがあります。

【生活安定資金制度】

▼内容Ⅱ一世帯百万円以内（返
済は四年以内で年利2・

43%）

★対象は、いずれも市内に一年
以上居住し、かつ同一事業
所に一年以上勤務する満二

十歳以上の方（返済期日満

了時満六十五歳以下の方）

★申し込み・お問い合わせは、

東海労働金庫多治見支店（☎

230133）へ。

●土岐市中心市街地等

出店資金融資制度

商店街の活性化を図るため、
中心市街地などへ新たに当店
される方への融資制度です。

▼融資額Ⅱ一事業者五百万円

以内（出店資金総額の二分
の一以内）

※返済は最長七年（据え置き
一年含む）で年利2%（信
用保証付きの場合1・6%）

▼対象者Ⅱ対象地域に新たに
店舗または事業所を開設す
る個人または法人で、事業

の内容は小売業、飲食業な
どで一般の消費者を顧客と
するもの

▼対象地域Ⅱ①中心市街地活
性化基本計画に定める範囲

②都市計画法に定める用途
区域のうち、商業区域・近
隣商業区域（JR中央線の

北側を除く）

※大規模小売店舗へ出店する
場合を除きます。

▼申し込みⅡ市内の銀行・信
用金庫の各支店

●小口融資等利子補給制度

補 助

十二月三十一日までに各融
資制度 ①市小口 ②県小口

緊急 ③協会小口 ④中心市

街地等出店資金）を利用され
た方を対象に、その利子の一
部を補給します。

▼利子補給額Ⅱ年率2%の額
または支払った利子の額の
いずれか低い額

●ベンチャー企業等支援制度

地場産業の新たなビジネス
チャンスの創造やベンチャー
企業の育成を推進する制度で、

県融資制度（①ベンチャー企
業等支援特別資金 ②経営革
新等企業再生支援資金 ③知
恵産業創出促進資金）を利用

された方を対象に補助を行
います。

▼補助金額Ⅱ融資金額に一定
の率を乗じた額。ただし、
一事業者二百万円を限度

▼対象期間Ⅱ平成十七年三月

三十一日までに融資実行さ
れたもの

★そのほかに、中心市街地な
どへの新たな出店に関して

も、家賃補助や店舗を貸し
出した方への補助制度があ
ります。

◇

詳しくは、商工観光課（内

線232）へどうぞ。

4

2004.8.15

4